

研究所 月報 2022.4

2022年度の雇用保険料

概算保険料申告の留意点

2月号でお伝えした通り、2022年度は雇用保険料率が前半（2022年4月1日から9月30日）と後半（2022年10月1日から2023年3月31日）で変更となる雇用保険法の改正案が国会に提出されています。現在、衆議院で審議が始まったところであり、正式な決定は今後となりますが、料率が年度の途中で変更される場合、2022年の年度更新でどのように概算保険料を納付するのか、気になっている方も多いと思います。

これに関連し、例年、年度末に厚生労働省から送付される「雇用保険被保険者数をお知らせするはがき」のQ&Aが厚生労働省のホームページで公開されており、そのQ&Aを確認すると、雇用保険料率や納付について以下の通り記載されています。

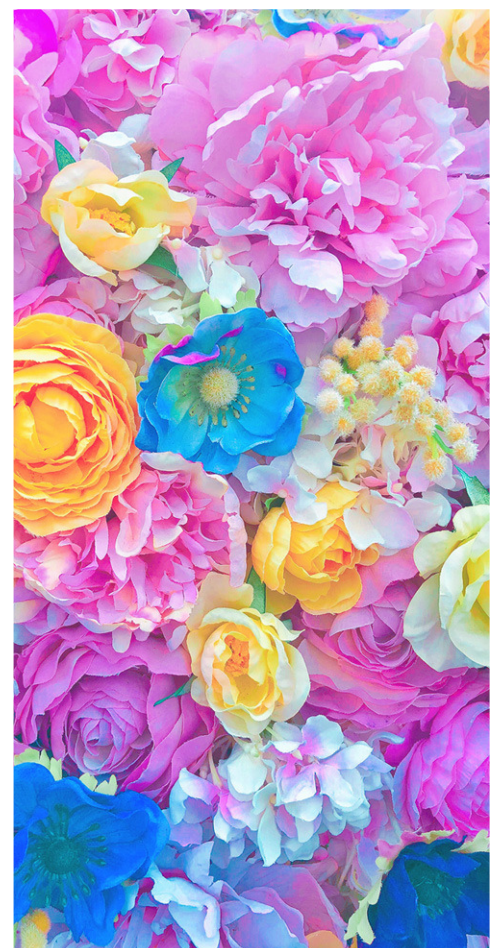
■令和4年度の雇用保険料率は、令和3年度と変わるのでしょうか。

令和4年4月1日～9月30日の失業等給付の雇用保険料率を令和3年度と同様とし、令和4年10月1日～令和5年3月31日の失業等給付の雇用保険料率を労働者・事業主負担ともに2/1000引き上げること等を内容とする雇用保険法等の一部を改正する法律案を令和4年2月1日に国会に提出しています。併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみの負担）は令和4年4月1日から0.5/1000引き上がることとなります。

これにより、一般の事業の場合、令和4年4月1日～9月30日の雇用保険料率は9.5/1000、令和4年10月1日～令和5年3月31日の雇用保険料率は13.5/1000となることとなります。

■法律案が修正なく成立し、令和4年度の雇用保険料率が決まった場合、令和4年度の年度更新で雇用保険料率をどのように申告・納付すればよいのでしょうか。

令和4年度の年度更新（令和4年6月1日～令和4年7月11日）では、令和4年度の概算保険料と令和3年度の確定保険料を申告・納付いただくこととなります。令和4年度の概算保険料（雇用保険分）については、令和4年4月1日から同年9月30日までの概算保険料額と、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの概算保険料額を賃金集計表などにおいて計算していただき、その合計額を令和4年度の概算保険料（雇用保険分）として年度更新期間中に、金融機関・郵便局又は都道府県労働局へ申告・納付いただく予定としております。



10月の社会保険の適用拡大に向けて公開された50のQ&A【抜粋版】

【問8】「被保険者の総数が常時100人を超える」とは、どのような状態を指すのか。どの時点で常時100人を超えると判断することになるのか。

【答】「被保険者の総数が常時100人を超える」とは、

- (1) 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12か月のうち、6か月以上100人を超えることが見込まれる場合を指します。
- (2) 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12か月のうち、6か月以上100人を超えることが見込まれる場合を指します。

【問11】施行日から特定適用事業所に該当する適用事業所や該当する可能性がある適用事業所に対して、あらかじめ機構から何らかのお知らせは送付されてくるか。

【答】<特定適用事業所該当事前のお知らせ>

令和3年10月から令和4年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上100人を超えたことが確認できる場合は、同年8月頃に対象の適用事業所に対して「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を送付し、同年10月頃に「特定適用事業所該当通知書」を送付します（法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に対してお知らせを送付します。）。

【問32】就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間が週20時間未満である者が、業務の都合等により恒常的に実際の労働時間が週20時間以上となった場合は、どのように取り扱うのか。

【答】実際の労働時間が連続する2月において週20時間以上となった場合で、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間以上となった月の3月目の初日に被保険者の資格を取得します。



全文はこちらから→

ひらたコラム

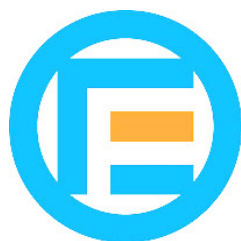
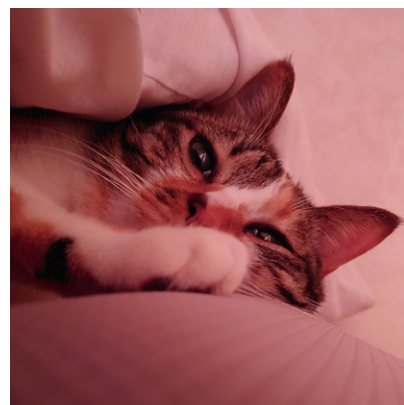
動物全般、好きです。外で動物を見かけたら、人目もはばからず気持ち悪い声を出してしまうくらいには好きです。

しかし先日、2週連続で違う小型犬に左右のふくらはぎをそれぞれ噛まれて、あおぢになりました。（あおぢ=内出血）

その翌週は寝ぼけた飼い猫に朝方、全力猫キックされて血が出ました。

それでも朝起きたらこんなに可愛い顔を見せてくれるから、許し…いや、さすがに許しがたい。が、許そう。

今月はそんな動物"被"虐待月間でした。動物はかわいいね。



発行/2022年3月31日 第119号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さや
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

